

(別添1)

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題（2次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	児童福祉施設における感染防止対策及び業務継続等に関する調査研究
2	感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究
3	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究
4	ひとり親の就業支援に関する調査研究
5	困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究
6	ヤングケアラーの実態に関する調査研究
7	欧米諸国における CDR の法体系や社会制度等に関する調査研究
8	子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究
9	プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題 1	児童福祉施設における感染防止対策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患を有する者が多く入所する介護施設・障害者施設等については、令和3年度の報酬改定の検討と合わせ、感染症まん延時における業務継続計画（BCP）の策定やまん延防止のための研修の実施の義務づけ等を内容とする制度改正が行われたところ。（令和3年4月1日施行）</p> <p>児童福祉施設や児童福祉に関する事業については、これまで同様の制度改正は実施していないが、今後、重大な感染症の拡大に備え、児童福祉施設等が、平時の訓練等によって感染防止対策を適切に実施できるようにしておくことは、非常に重要である。</p> <p>上記をふまえ、新型コロナウイルスに限らず、児童福祉施設等の運営に重大な影響を及ぼす感染症発生時の児童福祉施設等における対策の在り方等について、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）検討会の開催</p> <p>感染症、災害対応の有識者、地方自治体の児童福祉担当部門、児童福祉施設の事業者団体等からなる検討会を設置し、児童福祉サービスの類型（入所系、通所系）に応じた感染防止対策に関する内容等を検討する検討委員会を開催するとともに、その事務局運営を行う。</p> <p>（2）実態把握調査の実施</p> <p>課題等の洗い出しのため、各事業者等へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施する。</p> <p>（3）感染防止マニュアルの作成・配付</p> <p>（1）及び（2）で得られた知見を踏まえ、児童福祉施設が活用可能な感染防止のためのマニュアルの作成・配付を行う。</p> <p>（4）附属教材、研修プログラムの作成</p> <p>（3）で作成したマニュアル等の理解を含め、実践に必要な情報・知識を習得するために、附属教材及び研修プログラムを作成する。</p> <p>（5）研修の実施</p> <p>施設等における感染防止等につなげるよう、（4）で作成した研修プログラムを基に、指導者養成研修を実施する。</p> <p>※ なお、検討会の構成員の決定及び調査の進め方等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局総務課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1）の結果報告書</p> <p>（2）の結果報告書、調査・分析のデータセット</p> <p>（3）感染防止マニュアル</p> <p>（4）の附属教材、研修プログラム</p>

	<p>(5) の研修会資料、アンケート結果等</p> <p>※ (2)、(3) 及び (4) については、令和3年12月中を目途に作成し、成果物ができ次第、順次納品すること。(5) の研修の実施については、(3) 及び (4) が完成次第、順次実施すること。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	総務課 企画法令係 (内線4815・4816)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題2	感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患を有する者が多く入所する介護施設・障害者施設等については、令和3年度の報酬改定の検討と合わせ、感染症まん延時における業務継続計画（BCP）の策定やまん延防止のための研修の実施の義務づけ等を内容とする制度改正が行われたところ。（令和3年4月1日施行）</p> <p>児童福祉施設や児童福祉に関する事業については、これまで同様の制度改正は実施していないが、今後、重大な感染症や災害が発生した場合でも、児童福祉施設等が、業務継続の判断を適切に実施できるようにしておくことは、非常に重要である。</p> <p>上記をふまえ、新型コロナウイルスに限らず、児童福祉施設等の運営に重大な影響を及ぼす感染症や災害発生時の児童福祉施設等における業務継続の在り方について、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）検討会の開催 感染症、災害対応の有識者、地方自治体の児童福祉担当部門、児童福祉施設の事業者団体等からなる検討会を設置し、児童福祉サービスの類型（入所系、通所系）に応じた業務継続に関する内容等を検討する検討委員会を開催するとともに、その事務局運営を行う。</p> <p>（2）実態把握調査の実施 上記に関する現状や課題等の洗い出しのため、各事業者等へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施する。</p> <p>（3）業務継続ガイドライン等の作成・配付 （1）及び（2）で得られた知見を踏まえ、児童福祉施設が活用可能な業務継続のためのガイドライン及び業務継続計画（BCP）のひな形の作成・配付を行う。</p> <p>（4）附属教材、研修プログラムの作成 （3）で作成したガイドラインの理解を含め、実践に必要な情報・知識を習得するために、附属教材及び研修プログラムを作成する。</p> <p>（5）研修の実施 施設等における感染防止等につなげるよう、（4）で作成した研修プログラムを基に、指導者養成研修を実施する。</p> <p>※ なお、検討会の構成員の決定及び調査の進め方等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局総務課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1）の結果報告書 （2）の結果報告書、調査・分析のデータセット （3）業務継続ガイドライン</p>

	<p>(4) の附属教材、研修プログラム</p> <p>(5) の研修会資料、アンケート結果等</p> <p>※ (2)、(3) 及び (4) については、令和3年12月中を目途に作成し、成果物ができ次第、順次納品すること。(5) の研修の実施については、(3) 及び (4) が完成次第、順次実施すること。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	総務課 企画法令係 (内線4815・4816)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題3	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられ、児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会において検討が加えられたところである。</p> <p>一時保護所では、子どもの視点に立って権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるように、職員の資質向上が求められるが、検討会での検討結果を踏まえ、令和4年度以降に、一時保護所職員に対して行う研修プログラムの開発を行うに当たって、基礎的な調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①全国の児童相談所設置自治体及び研修実施機関に対して、一時保護所職員の勤務形態や研修の実施状況に関する実態調査を行う。</p> <p>②学識経験者等からなる検討委員会を設置し、一時保護ガイドライン（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）その他関連する通知等をベースに、一時保護所職員として着任した職員が、それぞれの業務に携わる際に最低限知っておくべきと考えられる内容を整理した研修資料の作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題名 4	ひとり親の就業支援に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	ひとり親世帯は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある上、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている。こうした状況下にあるひとり親に、安定就労を通じた中長期的な自立に向けた支援を実施していくため、現在実施している施策の有効性の検証を含め、効果的な支援を検討することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体や自治体にヒアリング等を行い、ひとり親の就業支援にあたって活用した施策や手法などを調査し、ひとり親の就業支援を効果的に行うための好事例集を作成する。特に、令和3年度の見直しを踏まえた高等職業訓練促進給付金の活用状況や活用促進に向けた課題等について調査する。</li> <li>・ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事前相談を行ったが支給まで結びつかなかったケースの理由</li> <li>* 支給から進学や就職等に結びついた事例の収集</li> <li>* 実績が低調である理由として考えられる事項</li> </ul> </li> </ul> <p>などを検証するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親のワンストップ窓口による個々のひとり親のニーズを踏まえた支援の在り方などひとり親支援策全般について、ひとり親の自立支援の観点から施策全般についての分析・検討を行う。</li> <li>・現在実施している施策の有効性や課題を取りまとめ、今後のひとり親への就業支援について提言を行う。</li> <li>・必要に応じて、有識者等が参画する検討の場を設置する（構成員は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）。</li> <li>・その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議することとする。</li> </ul>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親への就業支援のデータや好事例集（高等職業訓練促進給付金の活用状況を含む。）</li> <li>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実態に関する報告書</li> <li>・ひとり親のワンストップの支援の在り方など個々のニーズに応じた自立支援策全般に関する提言書</li> </ul> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課母子家庭等自立支援室 就業支援係（内線4888）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題名 5	困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>売春防止法を根拠法として実施している婦人保護事業について、令和元年 10 月にとりまとめられた「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、新たな法的枠組みの下で包括的な支援を提供する制度へ見直す検討が与党で進められている。</p> <p>5月13日に開催された与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」（以下「与党PT」という。）で了承された新法の骨子によれば、新法においては、国は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針を、都道府県及び市町村においては基本計画を策定することが規定され、早ければ本年の臨時国会に法案が提出されることとなる可能性がある。</p> <p>こうした動きを踏まえ、本調査研究においては、現行の婦人保護事業関係の指針やガイドライン、他法・他施策に係る指針等との関係・整合性等を整理した上で、基本方針素案等を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、婦人保護事業関係団体、民間支援団体、地方自治体等を構成員とするワーキングチームを設置・運営する。また、全国の地方自治体に対する事例調査・データ収集を行い、分析等も実施する。</p> <p>上記の手法により、新法に基づき国が策定することとなる基本方針に盛り込むべき事項として想定される、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法に基づく支援機関等による具体的な支援内容や、その実施方法</li> <li>・都道府県及び市町村が策定する基本計画における留意事項</li> <li>・関係機関による連携協力のあり方</li> <li>・支援従事者に対する研修のあり方</li> </ul> <p>等について、与野党における女性支援に係る議員立法の議論の動向も踏まえるとともに、現行の婦人保護事業関係の指針やガイドライン（婦人保護事業実施要領、婦人相談所ガイドライン、婦人相談員相談・支援指針など）、DV防止法や児童福祉法、生活困窮者自立支援法等に基づく指針や関係規程等との関係・整合性等も整理しながら検討し、基本方針素案やその他の必要なガイドライン案等の策定を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針素案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針素案に伴うガイドライン案</li> <li>・基本方針素案やガイドライン案の考え方や、事例調査・データ収集の分析結果をまとめた報告書</li> </ul> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 女性保護専門官（内線4885） 女性保護係（内線4886）</p>



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>調査研究課題6</p>	<p>ヤングケアラーの実態に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>子ども本人を対象としたヤングケアラーの全国調査については、令和2年度に初めて実施し、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%であったなどの実態が明らかとなった。</p> <p>他方、ヤングケアラーは中高生に限らないところ、これまで小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。</p> <p>また、大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが重要であるが、これまで社会全体における認知度を調査した結果（いわゆる「足元の数字」）は存在しない。</p> <p>このため、小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度調査を行い、当該調査の結果を踏まえて、各年代への幅広い支援策や社会全体に対する広報戦略を検討する必要がある。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>以下の対象ごとに調査、結果分析を行う。</p> <p>なお、調査の進め方（サンプル数を含む。）や、検討委員会を設置する場合の人選等については厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学生調査 <p>全国の公立小学校から地域の偏りのないよう適当数を抽出し、対象校に在籍する特定の学年の児童を対象とするアンケート調査（学校を通じてアンケート用紙を配布、回答はそれぞれ児童（家庭）から郵送する方法を想定。）</p> </li> <li>○ 大学生調査 <p>全国の大学から地域の偏りのないよう適当数を抽出し、対象校に在籍する学生を対象とするウェブ調査（大学を通じて学生に直接メール等でアンケートフォームを送信する方法を想定。）</p> </li> <li>○ 一般国民調査 <p>全国の20代以上の国民から地域に偏りが少ないよう適当数を抽出し、当該者に対するウェブ調査</p> </li> </ul> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること</p>

求める成果物	上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式報告書については、紙媒体のほか電子媒体も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線4849）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題 7	欧米諸国における CDR の法体系や社会制度等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（CDR）、以下「CDR」という）については、予防可能な子どもの死についての検証を行うことで、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的として、令和2年度よりモデル事業を実施している。</p> <p>令和2年4月1日施行の「死因究明等推進基本法」附則第2条においては、「国は、(中略)子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み(中略)について本法施行後3年を目処として検討を加えるものとする」と規定されている。</p> <p>CDR 導入国はアメリカ、イギリス等の英米法系に限られ、ドイツやフランス等のいわゆる大陸法系の国においては、CDR 制度は導入されていないなど、CDR の導入はその国の法体系や社会制度に影響を受けている。</p> <p>日本における CDR の体制整備を議論するに当たっては、アメリカ、イギリス等の法体系・社会制度の正しい理解と日本の法体系等との比較調査が必須となる。従って、本調査においては、CDR 導入国（アメリカ・イギリス）・非導入国（ドイツ・フランス）における司法制度・死因調査に係る法体系・社会制度の調査及び日本における司法制度・死因調査との比較調査を行い、日本における CDR の体制整備に関する論点や適切な導入手法を示すことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 「欧米諸国の法体系・社会制度及び日本への CDR 導入に係る論点研究会」(以下「研究会」という。)を立ち上げ、(2) (3) (4) の事項の調査を実施。</p> <p>※研究会のメンバーは、アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・日本の司法制度、死因調査等に関する法律の専門家(アカデミアであることが条件)、英米法と大陸法の比較法の専門家(アカデミアであることが条件)等から構成することとし、子ども家庭局母子保健課と協議の上、決定する。</p> <p>(2) CDR 導入国(イギリス・アメリカ)における CDR に係る法律の調査及び実態の調査。</p> <p>(3) CDR 導入国(イギリス・アメリカ)及び CDR 非導入国(ドイツ・フランス)における司法制度、死因調査等に係る法制度、社会制度の調査(文献調査、オンライン会議システムを用いた海外の担当官等へのインタビュー調査)。</p> <p>(4) (1) と日本における司法制度、死因調査等に係る法制度、社会制度との比較調査(文献調査、オンライン会議システムを用いた海外の担当官等へのインタビュー調査)。</p> <p>(5) (2) (3) 及び令和2年度から実施している CDR モデル事業の事後評</p>

	<p>価を踏まえた上での日本における CDR 体制整備の論点及び適切な導入方法について研究会において検討。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>(2)～(4)の調査・分析結果をとりまとめた報告書(報告書の概要版含む)</p> <p>また、その作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐(内線4970)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題8	子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>流産や死産、人工妊娠中絶、病気や不慮の事故等で子どもを亡くした家族へのグリーフケアについては、支援体制の整備や強化が求められているが、その整備状況は、それぞれの自治体や医療機関等の現場で大きく異なっている。</p> <p>厚生労働省においては、令和2年度より予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review: CDR) (※) 体制整備モデル事業を実施しているところであり、自治体や医療機関が不慮の事故、疾患、乳幼児突然死症候群等でなくなった子どもを把握した場合に、死亡の検証、予防策の提言を行うだけでなく、悲嘆・喪失を抱える家族へのケアを行うことが望ましいと考えられる。</p> <p>また、内閣官房において開催した「不育症対策に関するプロジェクトチーム」において、流産や死産を経験した女性やその家族に対する心理的社会的支援の必要性が指摘されている。</p> <p>本調査では、全国の自治体及び医療機関における支援の実態や、子どもを亡くした家族のニーズ等を把握し、今後の支援体制の強化につなげていくことを目的とする。</p> <p>(※) CDR とは、子どもが死亡した時に医療、保育・教育、行政等の多機関で子どもの死亡に関する医学的・社会的情報共有を行い、検証を行うことで効果的な予防策の提言を目指すものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全国の自治体及び産婦人科医療機関等を対象に、中絶、流産や死産等を経験した女性やその家族へ支援の実態を調査し、分析を行う。</li> <li>(2) 人工妊娠中絶を経験した女性のグリーフケアに対するニーズ等の実態を調査し、分析を行う。</li> <li>(3) 全国の自治体、医療機関及び子どもを亡くした家族の会等を対象に、子どもを亡くした親・同胞への支援の実態・ニーズを調査し、分析を行う。</li> <li>(4) (1)～(3)及び令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産等を経験した女性に対する心理的社会的支援に関する調査研究」の結果をもとに、子を亡くした親や同胞等の家族への心理社会的支援のニーズを抽出し、今後に向けた課題等を整理し、報告書にとりまとめる。</li> <li>(5) (4)で抽出されたニーズや課題をもとに、自治体や医療機関で活用できる相談支援ガイド、子どもを亡くした家族向けのリーフレットを作成する。(家族向けリーフレットは、(1)～(3)それぞれについて作成するものとする。)</li> </ol> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、産婦人科医会、助産師会等の関係</p>

	<p>団体、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）  (2) 支援者向け相談支援マニュアル  (3) 子どもを亡くした家族向けのリーフレット  上記（1）～（3）の作成に活用した分析結果及び調査資料等の電子データセット</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 課長補佐（内線４９７０）  母子保健指導専門官（内線４９８０）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題9	プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和3年2月9日に閣議決定された『成育医療等基本方針』においては、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケア（※）に関する体制整備を図る」と記載されており、政府として体制整備の在り方を検討する必要がある。</p> <p>（※）プレコンセプションケアとは、成育医療等基本方針では、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。</p> <p>今後、保健所等を活用し、性・生殖に関する正しい科学的知見の普及及び学校・家庭以外での性に関する相談の場の提供を行う場合、具体的な相談の仕方や相談員への研修について地方自治体が活用することができるガイドライン等の手引きが必要となるため、その作成を目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1） 「プレコンセプションケアの体制整備に必要なガイドライン作成のための研究会」（以下「研究会」という。）を立ち上げ、（2）（3）（4）の事項の調査等を実施。</p> <p>※研究会のメンバーは、プレコンセプションケアや包括的性教育等に係る有識者、小児科医・産婦人科医・助産師等の専門職、自治体関係者等から構成することとし、子ども家庭局母子保健課と協議の上、決定する。</p> <p>（2） 実際に性・生殖・ジェンダーに関する相談の場を提供している自治体やNPO等の実態調査（10件程度）</p> <p>（3） 性・生殖・ジェンダーに係る相談・相談員への研修の在り方に係る調査（文献調査、学識有識者等へのインタビュー調査）。</p> <p>（4） （2）（3）を踏まえた上でのガイドライン作成。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>（2）～（3）の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）及び（4）で作成したガイドライン</p> <p>また、その作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4974）